

自己評価結果の公表に係る届出書について Q & A

Q 1 自己評価の公表等は実施したが、提出が期日までに間に合わない場合はどのようにすればよいか。

(答)

提出書類については、提出期限（令和8年4月15日（水））までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。提出期限を過ぎますと、減算を適用することとなります。

Q 2 期日までに公表等ができず、届出書の提出もできない場合はどのようにすればよいか。

(答)

期日を過ぎた場合であっても、速やかに自己評価結果を公表し届出を行ってください。減算期間については、自己評価結果の公表を実施し、減算の状態が解消されるに至った月までとなります。

Q 3 当事業所は指定から1年が経過していないが、届出は必要か。

(答)

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の指定を受けている全事業所について提出が必要です。

自己評価結果の公表については、概ね1年に1回以上実施する必要がありますが、本市では定期的な評価を実施していただくために、毎年度末に当該年度についての実施を行っていただいております。そのため、**令和8年3月1日までに指定を受けた事業所について、公表及び実施が必要です。**（例：令和8年3月1日指定に事業所→令和8年3月分について自己評価等を行い、届出書を提出）

Q 4 令和7年度は利用者がいなかったが、届出は必要か。

(答)

届出は必要となります。利用者がいない場合は、「自己評価結果の公表に係る届出書」に利用者がいなかったことを記載して提出ください。この様式の提出がない場合は令和8年4月提供分より減算を適用となりますので、ご注意ください。

Q 5 公表方法について、障害福祉サービス等情報公表制度を利用することも可能か。

(答)

可能です。その場合、届出書の「公表方法」において“その他”にチェックをしていただき、具体的な方法として障害福祉サービス等情報公表制度を利用している旨を記載してください。

Q 6 減算率の取扱いはどうなっているのか。

(答)

減算となった場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の85です。

※ 当該所定単位数は各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意してください。

Q 7 保育所等訪問支援事業所についても届出は必要か。

(答)

保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者にも自己評価の届出が義務付されました。